

利根町地域公共交通計画について

1 地域公共交通計画策定の目的

町はこれまで、路線バスが運行されていない「交通空白地域」の解消のため、路線バスの路線変更・増便の要望、無料による町内を循環する福祉バスの運行、ドア to ドアで移動できるデマンド型乗合タクシーの運行、栄橋の交通渋滞解消のための若草大橋有料道路の朝の通勤時間の無料実験など、公共交通の対策に取り組んできました。

しかし、少子高齢化の進展と人口減少に伴い、公共交通利用者は減少傾向にあり路線バスの便数も減少し、また、高齢者の増加により運転免許返納による交通弱者の増加傾向にあるなか、公共交通による移動手段対策は、まちづくりや地域活性化への重要な課題となっている。

そこで、町の公共交通のあり方を見直し、問題点・課題を明らかにすることにより、限られた輸送資源を最大限活用し、持続可能な地域公共交通サービスを確保することを目的とする。

2 地域公共交通計画とは

令和 2 年に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正され、全ての地方公共団体に地域公共交通計画の策定が努力義務化されました。

地域公共交通計画は、地域の移動手段を確保するために、町民などの移動ニーズに対応するため、町、交通事業者、学識経験者、町民などの地域の関係者と協議しながら、タクシーやバスといった既存の公共交通に加え、必要に応じて福祉有償運送や病院が運行する送迎バスなどの活用も含め、「地域にとって望ましい公共交通の姿」を明らかにするマスタープランとなる「地域公共交通計画」を策定するものである。

3 地域公共交通計画の記載事項の概要

記載事項	概要
①基本的な方針	地域が目指すべき将来像と、その中で公共交通が目指すべき役割を明確化し、取組の方向性を定める。また、まちづくり、観光振興等の様々な分野との連携を整理する。
②計画の区域	利根町全域
③計画の目標	①の基本的な方針に即して数値指標・目標値を設定する。
④事業・実施主体	目標達成のために提供されるべき地域旅客運送サービスの全体像・具体的なサービス水準を定め、その実現に必要な施策・事業・実施主体・実施時期等を記載する。
⑤達成状況の評価	計画の達成状況の評価計画と評価を踏まえた見直し方針を立てる。
⑥計画期間	原則 5 年程度（地域の実情に合わせて設定可）
⑦その他	その他、基本方針に基づき記載すべき事項があれば記載する。

4 策定期間・主な業務

令和5年度～令和6年度

※「利根町地域公共交通計画」策定業務委託（プロポーザル・6月頃）

【令和5年度主な業務】

- (1) 町民アンケート調査の実施（15歳以上の町民 3,000人）
- (2) 地区懇談会（ワークショップ）の開催
- (3) 公共交通利用者に対するアンケート調査
- (4) 公共交通事業者へのヒアリング調査

【令和6年度主な業務】

- (1) 地域公共交通計画の立案
- (2) 住民説明会・パブリックコメントの実施

5 地域公共交通協議会の今後の開催予定

(1) 令和5年度（3回予定）

内容：町民アンケート・地区懇談会・公共交通利用者に対するアンケート・公共交通事業者へのヒアリングの実施内容と結果，国補助金活用により事業評価

(2) 令和6年度（4回予定）

内容：地域公共交通計画（素案審議），住民説明会・パブリックコメント実施結果を踏まえて計画案確定，国補助金活用により事業評価

(3) 令和7年度以降

内容：毎年度，前年度の計画達成状況の報告・評価・必要に応じ見直し